

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 12 月 23 日 (金) 第 374 号 の 7



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 8

規 則

職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 49 号

職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の給料の調整額に関する規則 (昭和 32 年 鹿 児 島 県 規 則 第 76 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別表第 2 ア の 表 1 級 の 項 中 「。た だ し , 1 号 給 6 , 574 円 」 を 削 る。

別表第 2 エ の 表 1 級 の 項 中 「7 , 438 円 」 を 「7 , 645 円 」 に , 「7 , 501 円 」 を 「7 , 708 円 」 に , 「7 , 569 円 」 を 「7 , 776 円 」 に , 「7 , 632 円 」 を 「7 , 839 円 」 に , 「7 , 695 円 」 を 「7 , 902 円 」 に , 「7 , 762 円 」 を 「7 , 969 円 」 に , 「7 , 830 円 , 8 号 給 7 , 897 円 , 9 号 給 7 , 951 円 , 10 号 給 8 , 028 円 」 を 「8 , 037 円 」 に 改 め , 同 表 2 級 の 項 中 「8 , 658 円 」 を 「8 , 865 円 」 に , 「8 , 752 円 」 を 「8 , 950 円 」 に , 「8 , 847 円 」 を 「9 , 040 円 」 に , 「8 , 937 円 」 を 「9 , 126 円 」 に , 「9 , 031 円 」 を 「9 , 220 円 」 に , 「9 , 135 円 , 7 号 給 9 , 238 円 , 8 号 給 9 , 337 円 」 を 「9 , 310 円 」 に 改 め る。

(鹿 児 島 県 職 員 の 初 任 給 調 整 手 当 支 給 規 則 の 一 部 改 正)

第 2 条 鹿 児 島 県 職 員 の 初 任 給 調 整 手 当 支 給 規 則 (昭 和 36 年 鹿 児 島 県 規 則 第 119 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 2 条 第 3 項 中 「 (人 文 科 学 の み に 係 る も の を 除 く。) 」 を 削 り , 同 条 第 4 項 中 「 職 で 」 を 「 職 の う ち 」 に , 「 と 知 事 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て 認 め る 」 を 「 職 で 次 に 掲 げ る 」 に 改 め , 同 項 に 次 の 各 号 を 加 え る。

- (1) 家畜保健衛生所に置かれる職で知事が人事委員会と協議して認めるもの
- (2) 前号に掲げる職以外の職で知事が人事委員会と協議して認めるもの

別 表 中

4 項 職 員	4 項 職 員	
円	4 種	5 種
30,000	円	円
30,000	60,000	30,000
30,000	60,000	30,000
30,000	60,000	30,000

30,000	を	56,500	30,000
30,000		53,000	30,000
30,000		49,500	30,000
30,000		46,000	30,000
30,000		42,500	30,000
30,000		39,000	30,000
30,000		35,500	30,000
27,000		32,000	27,000
24,000		28,500	24,000
21,000		25,000	21,000
18,000		21,500	18,000
15,000		18,000	15,000
12,000		14,500	12,000
9,000		11,000	9,000
6,000		7,500	6,000
3,000		4,000	3,000

に改める。

別表備考 3 中「いう」を「, 「4 種」とは同条第 4 項第 1 号の職を占める職員を, 「5 種」とは同項第 2 号の職を占める職員をいう」に改める。

(鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正)

第 3 条 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則(昭和 44 年鹿児島県規則第 50 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 1 号中「100 分の 111.5 以上 100 分の 190」を「100 分の 121.5 以上 100 分の 210」に, 「100 分の 133.5 以上 100 分の 230」を「100 分の 143.5 以上 100 分の 250」に改め, 同項第 2 号中「100 分の 102.5 以上 100 分の 111.5」を「100 分の 112.5 以上 100 分の 121.5」に, 「100 分の 122.5 以上 100 分の 133.5」を「100 分の 132.5 以上 100 分の 143.5」に改め, 同項第 3 号及び第 4 号中「100 分の 93.5」を「100 分の 103.5」に, 「100 分の 113.5」を「100 分の 123.5」に改める。

第 15 条第 1 項第 1 号中「100 分の 46」を「100 分の 51」に, 「100 分の 57」を「100 分の 62」に改め, 同項第 2 号及び第 3 号中「100 分の 44.25」を「100 分の 49.25」に, 「100 分の 53.5」を「100 分の 58.5」に改める。

(初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の一部改正)

第 4 条 初任給, 昇格, 昇給等に関する規則(昭和 60 年鹿児島県規則第 67 号)の一部を次のように改正する。

別表第 7 アの表中

26	25
26	26
27	26
27	26
28	27
28	27
29	27

29		28
30		28
30		28
31		29
31		29
32		30
32		30
33		31
33		31
34		32
34	を	32 に改める。
35		33
35		33
36		34
36		34
37		35
37		35
38		36
38		36
39		37
39		37
40		38
40		38
41		39
41		39

42	40
42	40
43	41

別表第 7 イ の 表 中

26	25	42	41	54	53
27	26	43	42	55	54
28	26	44	42	56	54
29	27	45	43	57	55
29	27	45	43	57	55
29	28	46	43	57	56
30	28	46	44	58	56
30	29	47	44	58	57
30	29	47	44	58	57
31	30	47	45	59	57
31	30	47	46	59	57
31	30	48	46	59	57
31	31		47	60	58
32	31			60	58
				60	58
				60	59
				60	59
				61	59
				61	59
				61	60
				62	60
				62	60
				63	61

22		21
22		22
23		22
23		22
24		23
24		23
25		23
25	を	24
25		24
26		24
26		25
26		25
27		26
27		26
27		27
28		27

に改める。

別表第7ウの表中

28		27
28		27
29		28
29		28
29		28
29		28
30		29
30	を	29

に改める。

30	29
30	30
31	30
31	30
31	31
31	31
32	31

別表第7エの表中

38	37
39	38
40	38
41	39
41	39
41	40
42	40
42	41
42	41
43	42
43	42
43	43
44	43

を に改める。

別表第7カの表中

22	21
22	22
23	22

50
50
51
51
52
52
53
53
54
54
55

を

49
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53

に、

22
22
22
22
23
23
23
23
24
24
24
24
25
25
26
26
27

を

21
22
22
22
22
22
23
23
23
23
24
24
24
24
24
25

に、

23
24
24
25
25
26
26
27
27
28
28
28
29
29
29
30
30
30
30
30
31
31
31
31
32
32
33
33

を

22
23
23
23
23
24
24
24
25
25
26
26
27
27
28
28
29
29
29
30
30
30
31
31
31
32

に改める。

34	32
34	32
35	33

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定及び第 4 条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等に関する規則（次項において「改正後の初任給等規則」という。）の規定は令和 4 年 4 月 1 日から、第 3 条の規定による改正後の鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の規定は同年 12 月 1 日から適用する。
(令和 4 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 3 令和 4 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給等規則の規定による号給が第 4 条の規定による改正前の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下この項において「改正前の初任給等規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等規則の規定にかかわらず、それぞれ改正前の初任給等規則の規定による号給とするものとする。
(施行日から令和 5 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給)
- 4 施行日から令和 5 年 3 月 31 日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 50 号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和 32 年鹿児島県規則第 77 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第2条，第3条関係）

現 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
	37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
	38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
	39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
	40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
	41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
	42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
	43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600	

45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	
79	219,100	256,700	288,700	314,800	
80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	
85	221,500	258,600	291,300	316,500	
86	221,900	258,800	291,900	316,900	
87	222,300	259,100	292,500	317,200	
88	223,000	259,400	293,100	317,400	
89	223,400	259,600	293,400	317,600	
90	223,900	259,800	293,900	317,900	
91	224,400	260,200	294,400	318,200	
92	224,800	260,400	294,800	318,500	

	93	225,100	260,700	295,200	318,700	
	94	225,500	261,100	295,700	319,000	
	95	225,900	261,400	296,200	319,300	
	96	226,200	261,700	296,700	319,500	
	97	226,500	261,900	297,000	319,700	
	98	226,900	262,200	297,400	320,000	
	99	227,300	262,400	297,900	320,300	
	100	227,700	262,700	298,400	320,500	
	101	228,100	263,000	298,800	320,700	
	102	228,500	263,200	299,200		
	103	228,900	263,500	299,500		
	104	229,300	263,800	299,800		
	105	229,700	264,000	300,100		
	106	230,200	264,200	300,500		
	107	230,500	264,500	300,900		
	108	230,900	264,700	301,300		
	109	231,100	265,000	301,600		
	110	231,500	265,300	302,000		
	111	232,000	265,600	302,400		
	112	232,400	265,800	302,700		
	113	232,600	266,000	302,900		
	114	233,100	266,300	303,200		
	115	233,600	266,500	303,500		
	116	234,100	266,700	303,700		
	117	234,400	267,000	303,900		
	118	234,800	267,300	304,200		
	119	235,200	267,600	304,500		
	120	235,600	267,900	304,700		
	121	236,000	268,100	304,900		
	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 職員の給料月額、この表に掲げる給料月額に100分の100.28を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）とする。

別表第 5 中

57	56			54	53
57	57			54	54
57	57	42	41	55	54
57	57	43	42	55	54
58	57	44	42	56	55
58	57	45	43	56	55
58	57	45	43	57	55
58	58	46	44	57	56
58	58	46	44	57	56
59	58	47	45	58	56
59	58	47	46	58	57
59	58	48	47	58	57
59	59	48	48	59	58
60	59	49	49	59	58
60	59	50	50	59	59
61	59			60	59

を に、 を に、 を に改める。

別表第 7 の 1 級の項中「。ただし、1 号給 5,953 円、2 号給 5,994 円」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規則別表第 1 及び別表第 7 の規定を適用する場合には、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第 1 及び別表第 7 の規定並びに単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成 18 年鹿児島県規則第 62 号。以下この項において「平成 18 年改正規則」という。）附則第 3 項の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則別表第 1 及び別表第 7 の規定並びに平成 18 年改正規則附則第 3 項の規定による給与の内払とみなす。
- 3 令和 4 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則別表第 5 の規定による号給が改正前の規則別表第 5 の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第 5 の規定にかかわらず、改正前の規則別表第 5 の規定による号給とするものとする。

-
- 4 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
 - 5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年鹿児島県条例第31号）の適用を受ける職員の例による。